3　訂正内容
2　競争参加資格
⑺　本業務を実施する組織・部署において、ISO／IEC 27001又はJIS Q 27001に基づく認証を取得していること。
5　Summary
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
⑦　have the ISO／Iec27001 or JISQ27001.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月28日
国立大学法人長岡技術科学大学
契約担当役　事務局長　佐藤　安紀
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　15
○第５号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　長岡技術科学大学（上富岡町）リージョナルＧＸイノベーション共創センター（仮称）新営工事
⑶　工事場所　新潟県長岡市上富岡町1603―１長岡技術科学大学構内
⑷　工事概要　日本全国の地方のＧＸ（グリーントランスフォーメーション）推進のための研究拠点、鉄筋コンクリート造、地上３階建、建築面積1,000㎡、延べ面積3,000㎡、敷地面積377,484㎡
⑸　工期　令和６年６月14日まで。（計画変更承認申請が認められた場合は令和７年３月21日まで。）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約3,300㎥、鉄骨約140ｔ、鉄筋約460ｔ、板ガラス約650㎡。なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を文部科学省電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人長岡技術科学契約事務取扱細則（以下、「細則」という。）第12条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における令和５・６年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点以上であること。
⑷　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物で、延べ床面積1,500㎡以上、建物用途が事務所・庁舎、校舎・研究施設・図書館、宿舎・研修施設、病院、会館・集会施設・体育館の新営工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④　経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の㈠、㈡の要件に該当する者のうち、下記⑵①によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㈡　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記⑶①、②および③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高42点を与える。施工体制評価点は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。
②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①、②及び③の評価項目ごとに行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記⑵②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
㈠　ライフサイクルコスト
㈡　機能・強度・耐久性等
㈢　環境の維持
②　工事全般の施工計画
③　ワーク・ライフ・バランス等の推進
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
④　企業の施工体制
㈠　品質確保の実効性
㈡　施工体制確保の確実性
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案された「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。